

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、急施を要したので専決処分したものである。

専決第8号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年5月19日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第15号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

第9条の3第1項第2号中「第72条の4第1項の規定による繰入金，法第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附則第2条（見出しを含む。）中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

- (1) 国保財政基盤強化策の延長に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例を平成25年度（現行は、平成21年度）まで継続する。（附則第2条関係）

- (2) 条例で引用する国民健康保険法の引用条文の整理
(第7条の2及び第9条の3関係)

3 施行期日

公布の日